

国立歴史民俗博物館組織規程

〔平成16年5月25日〕
〔歴博規 第 3 号〕
最近改正 令和5年3月28日

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第26条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館の組織及び運営について定めることを目的とする。

(副館長)

第2条 副館長は、2名置くものとする。

2 副館長は、研究部会議の意見を踏まえ、館長が指名する教授をもって充てる。

3 副館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて再任をする場合は、2年以内の任期で館長が決定する。

4 副館長の職務分担については、館長が決定する。

(管理部)

第3条 管理部においては、庶務、会計及び施設等並びに歴史資料、考古資料及び民俗資料の管理及び展示事業に関する事務を処理する。

2 管理部に、その所掌事務を分掌させるため、次の各号に掲げる課及び室を置く。

(1) 総務課

(2) 財務課

(3) 研究協力課

(4) 博物館事業課

(5) 広報サービス室

3 管理部、課及び室に、それぞれ部長、課長及び室長を置き、事務職員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 課長は、課の事務を処理する。

6 室長は、室の事務を処理する。

7 課及び室の組織及び分掌については、別に定める。

(研究部)

第4条 研究部においては、歴史資料、考古資料及び民俗資料の収集、整備、調査研究を行うとともに、保存、展示、修復及び情報システムに関する調査研究を行う。

2 研究部に次の各号に掲げる研究系を置く。

(1) 情報資料研究系

(2) 歴史研究系

(3) 考古研究系

(4) 民俗研究系

3 研究部に研究総主幹を置き、館長が指名する副館長の1人をもって充てる。

4 研究総主幹は、研究部の業務を掌理する。

(センター)

第5条 本館に次の各号に掲げるセンターを置く。

- (1) 研究推進センター
- (2) 博物館資源センター
- (3) 広報連携センター

2 センターにそれぞれセンター長を置き、館長が副館長と協議したうえで、館長が指名する教授をもって充てる。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続いて再任をする場合は、2年以内の任期で館長が決定する。

4 センター長は、センター会議を主宰し、センターの業務を掌理する。

5 各センターの組織及び分掌については、別に定める。

(委員会)

第6条 本館に次の表の左欄に掲げる委員会を置き、これらの委員会に置く委員長はそれぞれ同表右欄に掲げるものをもって充てる。

名称	委員長
予算施設委員会	館長が指名する副館長
人事委員会	同上
衛生委員会	同上
危機管理委員会	同上
研究倫理委員会	同上
情報基盤システム管理委員会	同上
教務委員会	研究推進センター長

2 前項に定めるほか本館に次の各号に定める委員会を置く。

- (1) 知的財産委員会
- (2) 資料保存環境検討委員会

3 前項各号の委員会にそれぞれ委員長を置き、館長が指名する教授又は准教授をもって充てる。

4 第2項各号の委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 各委員会の委員長は、委員会を主宰し、委員会の業務を掌理する。

6 各委員会の組織及び分掌については、別に定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、従前の規程による副館長、研究総主幹、研究連携センター長及び歴史資料センター長の任期は満了したものとして扱う。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研

究機構第1号)について所要の改正がなされるまでの間、第2条の規定にかかわらず副館長は1名とし、本規程中の「館内担当の副館長」は「副館長」に、「研究推進センター」は「研究連携センター」に、「博物館資源センター」は「歴史資料センター」に、「広報連携センター」は「広報連携センター準備室」にそれぞれ読み替えるものとする。

2 この規程の施行に伴い、従前の規程による副館長、研究総主幹、研究連携センター長及び歴史資料センター長の任期は平成19年3月31日をもって満了したものとして扱う。

3 この規程の施行に伴い、新たに副館長、センター長、委員長となった者の任期の始期は平成19年4月1日として扱う。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 本規程第3条の規定にかかわらず、当面の間、管理部に次長を置くことができ、事務職員をもって充てる。

3 次長は、部長を補佐し、管理部の事務を処理する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 次長を廃止する。

3 本規程第3条第3項の規定にかかわらず、当面の間、広報サービス室長は、研究教育職員をもって充てる。